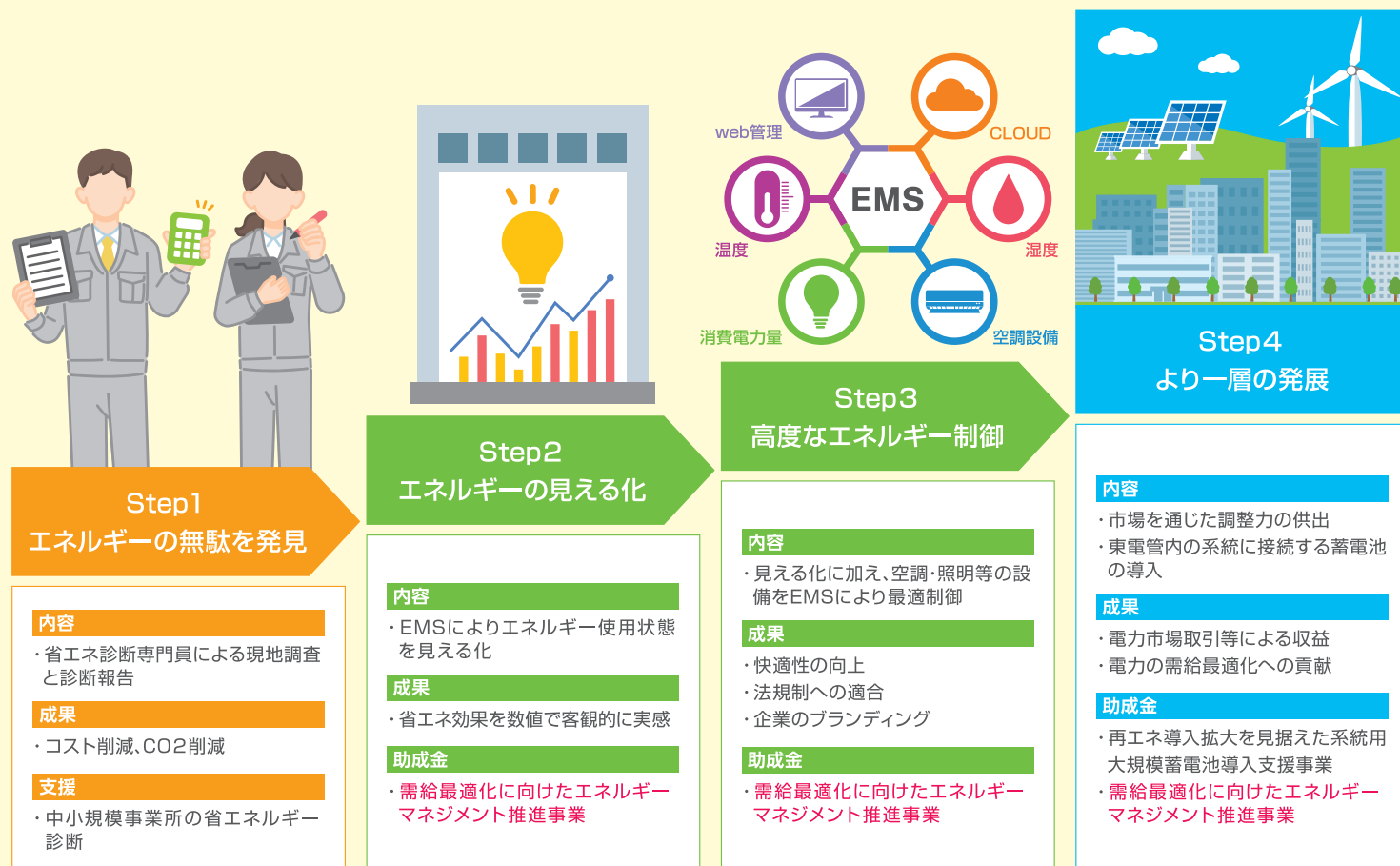


東京都の支援策と脱炭素経営へのロードマップ



中小規模事業所の省エネルギー診断

都内の中小規模事業所を対象に無料で省エネ診断を行っています。
経験豊富な診断員が現地を訪問し、エネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための省エネに関する提案や技術的な助言を行います。

問合せ先

■事業ページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/learn/diagnosis-office>
■電話: 03-5990-5087 ■Email: cnt-shoene@tokyokankyo.jp

詳細はこちら

東京都省エネ診断

検索

再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業

事業者による「ためる」の取組を推進するため、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部を助成します。

問合せ先

■事業ページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/grid-connect>
■お問い合わせフォーム: <https://cnt-tokyo-co2down2.form.kintoneapp.com/public/grid2-connect>

詳細はこちら

系統用大規模蓄電池

検索

お問い合わせ先・申請先



クール・ネット東京

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)

〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階

お問い合わせフォーム

<https://cnt-tokyo-104eg.form.kintoneapp.com/public/9adf0e2dc3e464612e9fd629ddd1e906806b1ec05ecf72271935d42906da1588>

事業ページ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/em-promotion>

※お問い合わせはフォームからお願いいたします。

お問合せ
フォーム



事業ページ

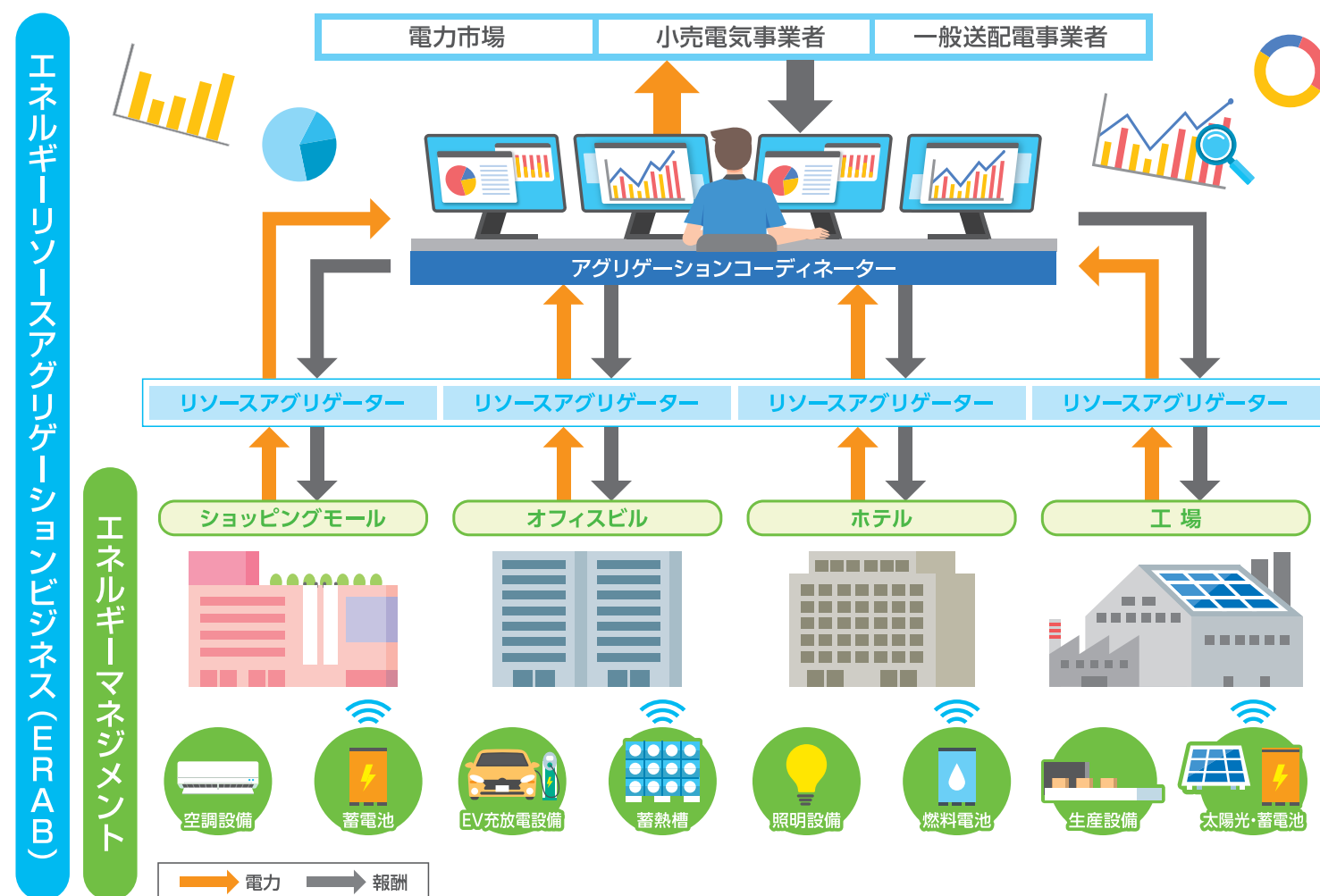


エネマネ・アグリ助成金で賢い脱炭素経営を実現！



需給最適化に向けたエネルギー・マネジメント推進事業

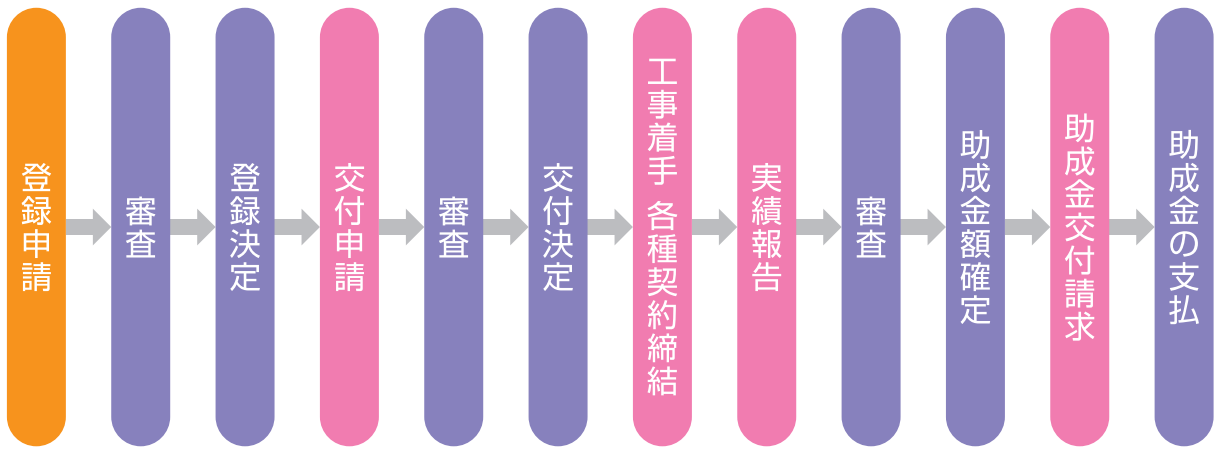
エネルギー消費の見える化や、デマンドレスポンス等の最適化などのエネルギー・マネジメントの取組やアグリゲーションビジネスの取組を支援します。



	助成対象区分	助成対象設備	助成率	上限額
エネマネ	見える化 (エネルギー・マネジメントの推進)	システム構築費等及びエネルギー貯留設備	都内中小企業 2/3 都内でのERAB実施 上記以外(東電管内※) 1/2 ※都外の場合はERAB参画が必須	1,000万円/事業所 5,000万円/事業所
	最適制御 (高度なエネルギー・マネジメントの促進)	システム構築費等 ※都登録AG(事業者)のみ申請可能		1,250万円/システム
ERAB	ERAB (エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス)	エネルギー貯留設備	都内中小企業 2/3 都内での電力市場供出	15,000万円/事業所
		再エネ発電設備	上記以外(東電管内) 1/2	7,500万円/事業所
		通信機器		50万円/事業所

全体スケジュール

事業期間	令和7年度から令和9年度
令和7年度申請受付期間	令和7年4月23日から令和8年3月31日



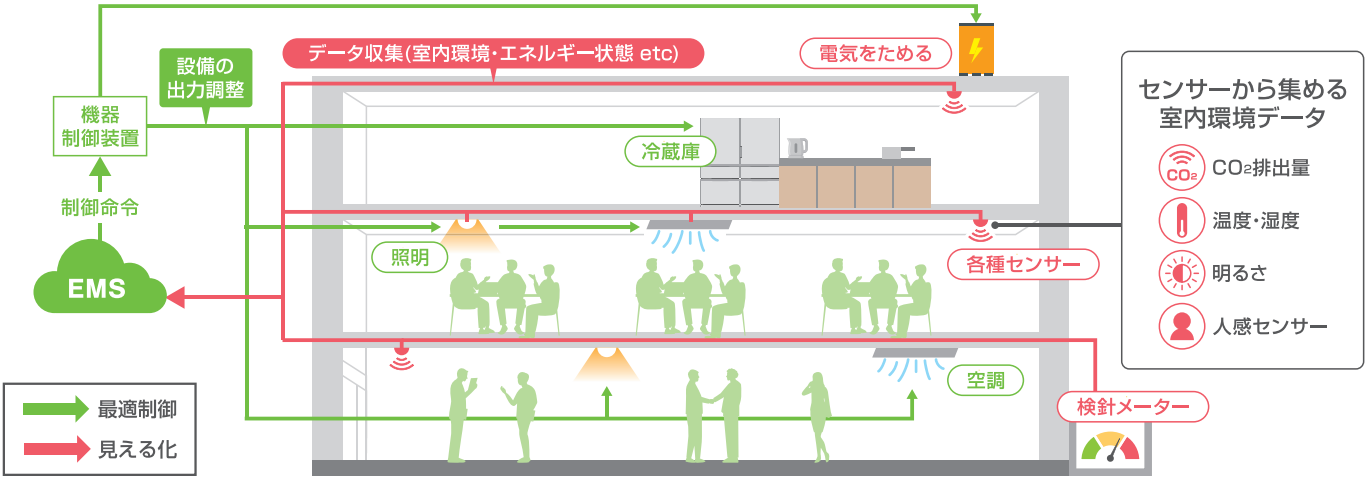
● アグリゲーターが行うこと ● 公社が行うこと ● 申請者が行うこと

注意事項

- 交付決定前の工事契約・着手はできません。
- 申請書類に不備がある場合は受理できないため、ご注意ください。
- 交付決定後に助成事業の計画や事業者の情報に変更がある場合は、速やかに申請書等をご提出ください。
- 詳細はHPより、交付要綱・手引き等をご確認ください。

助成対象事業者	助成対象者 東京都内に登録簿上の本店又は支店を有する需要家 都登録AG(事業者)又は小売電気事業者	
申請単位	1申請当たりの申請単位:受電点単位	
助成対象経費	設計費	助成対象事業の実施に必要な設備の設計等に要する費用
	設備費	助成対象事業の実施に必要な設備の購入、製造、据え付け等に要する費用 ※土地の取得及び賃借に要する費用を除く
	工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に要する費用
	システム構築費	助成対象事業の実施に必要なシステムの設計 開発及び初期設定に要する費用
	改修費	システムまたはエネルギー貯留設備の改修に要する費用 ※エネマネ区分の申請を行わない場合は、エネルギー貯留設備の改修に要する費用は対象外

※オプティマイザーなど、太陽光発電設備の発電量を最適化する設備・システムも対象



助成対象事業	見える化 (エネルギーマネジメントの推進) ^{※1}
要件	① DRの実施体制を含むEM計画を策定すること。 ② 策定したEM ^{※2} 計画に基づく取組を3年間実施し、報告すること。 ③ 事業所の利用者等にDRに関する教育等の普及啓発の取組を3年間実施し、報告すること。 ④ 策定したEM 計画に基づき、DRに資する範囲において、エネルギー貯留設備を導入又は改修すること。 ^{※3} ⑤ 事業所で消費されるエネルギー使用量を見る化をするためのEMS ^{※4} を導入すること。
助成対象事業	最適制御 (高度なエネルギーマネジメントの促進) ^{※1}
要件	① DRなどエネルギー需給の最適化の取組に関する実施体制EM計画を策定し、その実施に努めること。 ② 策定したEM計画に基づくDRなどエネルギー需給の最適化の取組を3年間実施し、報告すること。 ③ 事業所の利用者等にDRに関する教育等の普及啓発の取組を3年間実施し、報告すること。 ④ 策定したEM計画に基づき、DRに資する範囲において、エネルギー貯留設備を導入又は改修すること。 ^{※3} ⑤ 事業所で消費されるエネルギー使用量の見える化をするためのEMSを導入すること。 ^{※5} ⑥ 事業所に導入されている設備を最適制御するためのEMSを導入すること。

※1 原則、エネルギーマネジメントの事業は都内の事業所を対象とする。 ※2 EM=エネルギーマネジメント
※3 エネルギー貯留設備の導入又は改修が不要である場合は除く。 ※4 EMS=エネルギーマネジメントシステム
※5 既に見える化の取組を実施している場合は除く。



助成対象事業	ERAB (エネルギー・リソース・アグリゲーションビジネス)
要件	① 「2つ以上の事業所等で構築されるVPP」又は「市場供出することを目的としたERAB」であること。 ② VPPを構築する事業所等のうち、少なくとも1箇所以上で、本事業を利用してエネルギー貯留設備又は再エネ発電設備を導入すること。 ③ 設備を導入する事業所等を所有又は使用する需要家は、都登録AG(事業者) [*] とERAB 契約を締結している又は締結予定であること。 ④ VPPの取組を3年以上実施し、報告すること。 ⑤ 普及啓発の取組を3年間実施し、報告すること。 ⑥ 実施体制や調整力等を含むVPPの取組に係るERAB計画を策定し、その実施に努めること。

※登録決定された都登録AG(事業者)は公社HP(URL: <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/em-promotion>)で公表されます。
ERAB事業を実施する場合は都登録AG(事業者)とERAB契約を締結してください